

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高崎市

2 構造改革特別区域の名称

高崎市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

高崎市の全域

4 構造改革特別区域の特性

高崎市は、平成18年1月に倉渕村、箕郷町、群馬町、新町と、平成18年10月には榛名町と合併し、人口34万5千人、面積401.01平方キロメートルとなり、埼玉県から長野県に接する6つの地域で構成されている。

また、東京へ約100キロメートル、新幹線で約50分という位置にあり、新幹線2路線、JR在来線5路線、私鉄1路線、高速自動車道2路線、国道4路線が集中する全国でも有数の交流拠点都市としても位置づけられている。

現在、「人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が調和する交流拠点都市 たかさき」を本市の将来像に掲げ、その具現化のため、次期総合計画である高崎市第5次総合計画の策定作業を進めているところである。

こうした中、地域の情報化の推進、行政情報の共有化や事務処理を目指した庁内情報ネットワークの構築など、高度情報化時代に順応できる環境づくりを進めており、様々な分野でIT化が急速に進む中、情報管理の一元化や総合的な情報化を目指しているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、情報処理技術の革新や情報通信技術の飛躍的な発展により、人々の価値観の多様化などを背景にIT革命が急速に進展している。

情報処理産業においては、情報処理技術を持った人材確保の要請は非常に高まっており、レベルの高い情報処理技術者の育成、供給が喫緊の課題となっている。

こうしたことから、地域における高等教育機関により地域産業を支える情報処理技術者の育成を促進することが、地域産業の活性化や雇用確保を実現する観点からも強く求められている。

また、今後の発展が見込まれる情報処理・通信技術に対応できる専門的知識を持つ人材は、他の分野の産業においても事業活動において必要不可欠な存在となっている。

このため本市では、情報処理技術者としての登竜門でもある「基本情報処理技術者」の午前試験を免除する特例措置を適用し、その取得を促進することで、地域の各産業分野での情報通信技術を有する人材の育成を目指すとともに、地域産業の情報化の推進や企業の活性化を図ろうとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上とIT人材の育成

今回の特例措置となる午前試験が免除されることにより、午後の実務的試験分野に集中できることから、受験者の負担が大幅に軽減される。

その結果、講座を開設する当該専門学校においては、基本情報技術者試験の合格率向上が見込まれるため、当該試験は全国平均の合格率以上を目標数値とする。

(2) 地域産業の活性化、地域雇用の増大

基本情報技術者試験の合格者率の向上により、質の高い技術者が数多く輩出され、地域内の企業においては、IT技術者の確保や社員育成が容易になる。

このことから、相対的に企業内での情報活用能力の向上や、経営システムの合理化・効率化が進み、地域企業の競争力が高まると考えられる。

このように、地域産業が活性化することで、それを支えるIT技術者の需要が高まり、雇用の増大が見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学生の就職支援と社会人のキャリアアップ

産業界において、情報処理技術は不可欠であり、今後は今まで以上に質の高い技術者が多数求められる。このため学生に資格取得を喚起し、さらに高度な技術者へと導くことは、就職において大変有効であり、基本情報技術者試験の合格者が増加すれば、就職率が向上し、雇用の拡大が期待できるものである。

また、社会人にとっても、情報処理分野の資格を取得することにより、個人のキャリアアップにつながるものである。

(2) 地域企業の情報化推進とIT人材の育成

企業内に資格取得者が増加することにより、企業内の情報化が推進し、戦略的・効率的な経営や競争力向上が可能となる。また、特に中小企業等においては、IT人材の育成に要する経費の削減が期待できる。

(3) 新産業創出

資格取得者の増加に伴い、経営戦略を持ち合わせる人材等との連携により、高崎市産業創造館等を拠点に、情報通信産業分野での起業・創業の誘発が期待できる。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 新産業創出のための支援施設

平成18年8月に誕生した高崎市産業創造館は、インキュベーション施設として市内の人材、技術、立地企業その他の産業資源を活用するとともに、産学官連携によるネットワーク構築を図り、独創性、挑戦意欲に富んだ起業家の輩出及び中小企業の新分野への進出を促進し、多様な新産業の創出を支援する施設である。

なお、現在入居企業の大半がIT関連企業となっている。

(2) 高度情報化社会への対応

地域情報化支援組織及び推進拠点となる施設

高崎市では、高度情報通信ネットワーク社会の形成と、高崎市及び北関東における情報通信基盤の構築をはじめとする高度情報化施策を総合的に推進するための組織として、平成13年7月に「北関東IT推進協議会」を産学民官連携により設置した。

また同年9月、高崎駅西口の商業ビル「ラ・メルセ」内に、同協議会の活動拠点施設となる「たかさきITプラザ」を開設した。本施設には、国の研究施設である「分散型IX環境技術研究開発施設」と「研究開発用ギガビットネットワーク(JGN)接続施設」を誘致し、同協議会を中心に研究活動や実証実験を行ってきた。具体的には大容量データの高速度通信の研究や、多地点間の双方向テレビ会議システムなどの実証実験である。研究期間は平成13年度から15年度であったが、研究終了後はここで得たノウハウと人的ネットワークを生かし、テレビ会議システムの業務活用やIT技術を使った中心市街地活性化事業など各組織・各方面において様々な事業を行っている。

研究事業の実績を受け継ぎ、現在では協議会の活動組織の一つである「ブロードバンドコンテンツ部会」が活発な活動を行っている。主に、群馬県内の各種情報を掲載したホームページ『風の便り』を窓口としたビデオ番組『びゅーびゅ(Viewvu)』の映像コンテンツ等を作成しながら、人材育成、人材開発などを併せて行っている。主な映像コンテンツとしては『GUNMAほっとスポット・水の織りなす風景』、『GUNMAほっとスポット・追憶の夕景』などがある。

「高崎市第2次情報化推進計画」の策定

情報化社会へ進展による市民サービスの向上と行政の効率化を進めるため策定した、「第1次情報化推進計画」の計画項目がほぼ終了し、引き続き、平成18年度中の「第2次情報化推進計画」策定を目指している。

第1次計画が、文書管理システムや統合型地理情報システム、財務会計システムなどの行政事務のシステム化に重点を置いていたのに対し、第2次計画では、安心・安全情報の提供や電子的手続きの拡充など市民サービスの面の充実と、システム開発や運用に関する全体の最適化、情報セキュリティなどを重点に置き、平成23年度までの計画で情報化施策を遂行していく予定である。

別 紙

1 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 中央総合学園 中央情報経理専門学校高崎校(群馬県高崎市栄町13-2)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座(Aコース・別添履修計画のとおり)

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目を合格した者であって、当該講座を70%以上の出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

ただし、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用して実施するものとし、また、当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名及び生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：次に示すとおり

サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1	情報の基礎理論	
	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論	
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語	
	計算量と情報量	
2	データ情報とアルゴリズム	
	データ構造、アルゴリズムの基礎	
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	
3	ハードウェア	
	半導体と集積回路	
	プロセッサ、動作原理	
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	
	コンピュータの種類と特徴	
4	基本ソフトウェア	
	OSの種類と構成	
	プロセス管理、割込み制御	
	主記憶管理、仮想記憶	
	入出力制御、ジョブ管理	
	ファイル管理、障害管理	
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	
	ミドルウェア	
5	システム構成と方式	
	システム構成方式、処理形態	
	システム性能、信頼性	
	応用システム	
6	システム開発と運用	
	プログラム構造、制御構造	
	プログラム言語、言語処理系	

	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
	開発手法、設計手法、テスト手法	
	開発環境と開発管理	
	システムの環境整備、運用管理	
	システムの保守	
7	ネットワーク技術	
	プロトコルと伝送制御	
	符号化と伝送制御	
	LAN とインターネット	
	電気通信サービス	
	ネットワーク性能	
	伝送媒体、通信装置	
	ネットワークソフト	
8	データベース技術	
	データベースモデル	
	データの分析・正規化	
	データ操作	
	データベース言語、SQL の利用	
	DBMS の機能と特徴	
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）	
	分散データベース	
9	セキュリティ	
	セキュリティ対策	
	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
	ガイドライン	
10	標準化	
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	
	情報化戦略（業務改善など）	
	財務会計（会計基準、財務諸表など）	
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	
	関連法規（情報通信、知的財産権）	

	関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。